

社会福祉法人たつき会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たつき会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(報酬の支払)

第7条 役員及び評議員の報酬は翌月の10日に支払う。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支払う。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める出張旅費規程に則り支給する。

(重複支給の防止)

第9条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は令和3年6月19日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 10,000円	実費額
評議員会出席報酬等	日額 10,000円	実費額

別表2 (第4条、第5条並びに第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	日額 10,000円	実費額
監事報酬等	日額 10,000円	実費額
苦情対応第三者委員	日額 10,000円	実費額